

IASBがデリバティブの契約更改に関するIAS第39号の修正を公表

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツ IFRS センター・オブ・エクセレンス

要点

- この修正では、デリバティブの相手が清算の相手方^{*1}に契約更改され (novated)、特定の条件を満たす場合、(IAS第39号及び近く公表予定のIFRS第9号のヘッジ会計の章の)ヘッジ会計の継続を認めている。
- 本修正は、店頭デリバティブに関する一定の法域における法律及び規制の変更に対応するものである。このような法域においては、多くの店頭デリバティブの相手方を中央清算機関又は類似の役割を果たす企業とすることを要求している。
- 強制適用日は、2014年1月1日以後開始する事業年度であり、早期適用が認められる。

はじめに及び背景

2013年6月、国際会計基準審議会 (IASB) は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」及び近く公表予定のIFRS第9号「金融商品」のヘッジ会計の章に対する限定的な範囲の修正である「デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続 (IAS第39号の修正)」を公表した。本修正は、特定の状況において、デリバティブが中央清算機関 (CCP) 又は類似の役割を果たす企業への契約更改が要求される場合の、ヘッジ会計の中止の要求事項の救済措置を提供している。

(金融危機に対応した20カ国・地域 (G20) 財務相・中央銀行総裁会議のコミットメントに基づいて) ある法域において、多くの店頭デリバティブの相手方をCCP又は類似の役割を果たす企業とすることを要求するように、店頭 (OTC) デリバティブに関する法律及び規制を変更している。

こうした法律や規制の対象であるデリバティブの

多くは、ヘッジ関係として指定されている。本修正の前においては (契約更改が当初のヘッジ文書で考慮されていないと仮定すると)、契約更改は当初のヘッジ手段の終結又は失効となるため、IAS第39号では、こうした状況ではヘッジ会計の中止を企業に求めている。とりわけキャッシュ・フロー・ヘッジにおいて、ヘッジ会計の中止は、企業による将来のヘッジ会計の適用がより困難となるので、特に問題となる。

IASB及びIFRS解釈指針委員会は、共に、IAS第39号の契約更改に関する会計処理は明らかであると考えているが、法令制定による強制によってヘッジ活動の性質又は経済性が根本的に変化するという見解ではないので、既存のヘッジ関係の中止をもたらす会計処理は有益ではないと考えた。

見解

欧州市場インフラ規制 (EMIR) は、デリバティブの集中清算と取引所での取引を求めることにより、国際的に首尾一貫した方法で、店頭デリバティブに関する透明性や規制上の監督の改善を意図する、法域における変更の一例である。IFRS解釈指針委員会は、EMIRを背景として、契約更改 (すなわち、デリバティブ契約の相手方を新しい相手方に変更する) を求める規制の導入を受けて、ヘッジ会計を中止すべきかどうかという論点を最初に検討した。IFRS解釈指針委員会は、IASBにこの問題を委ね、本修正が公表された。

米国の「ドッド=フランク法 (Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act of 2010)」の公表を受けて、米国証券取引委員会 (SEC) は米国会計基準におけるヘッジ会計の類似論点についての対策に手を付けている。

*1 清算の相手方とは、中央清算機関又は企業 (例えば、中央清算機関による清算を実行する相手方としての役割を果たす清算機関の清算参加者又は清算機関の清算参加者の顧客 (間接清算参加者)) である。

本修正

本修正は、ヘッジ・デリバティブが契約更改される際に、以下のすべての要件を満たす場合は、当該ヘッジ手段の契約更改は、ヘッジ会計の中止をもたらす失効又は終結ではないと規定している。

- 法律及び規制の結果として、又は、法律又は規制の導入の結果として、当初の相手方が1つ以上の清算の相手方と置き換わる。
- 契約更改されたデリバティブの契約条件の変更が、相手方の変更を実行するために必要なものに限定されている（例えば、担保の要求の変更、債権債務残高を相殺する権利及び課金される料金）。

契約更改から生じるデリバティブの公正価値の変動は、デリバティブの測定に反映され、したがってヘッジ有効性の測定及び評価に反映される。

本修正により追加の開示は導入されていない。

本修正は、2014年1月1日以後開始する事業年度より遡及的に適用され、早期適用は認められる。しかし遡及適用においても、企業が契約更改の結果としてすでにヘッジ会計を中止している場合には、（契約更改前の）ヘッジ関係を回復させることはできない。そのようなヘッジ関係の回復は、ヘッジ会計の要求事項と首尾一貫しないためである（すなわち、ヘッジ会計を遡及適用することはできない）。

公開草案からの重要な変更

公開草案（ED）では、本修正を契約更改が法律又は規制により要求されている状況に限定すべきであると提案されていた。多くのEDに対するコメント提出者は、範囲が限定的すぎると考えた。とりわけ、自主的な契約更改も、法律又は規制により要求される契約更改と同様に扱われるべきであると考えた。IASBは、自主的な契約更改には、予想される規制の変更、運用上の軽減のための契約更改、及び実際には法律又は規制により強制されていないが課徴金又は罰金の賦課の結果として誘発される契約更改が含まれることに留意した。しかしながら、IASBは、本修正の範囲を法律又は規制により要求される契約更改から拡大しないことを決定した。

EDでは、本修正をCCPと直接行われる契約更改に限定すべきであると提案されていた。例えば、CCPがCCPの清算参加者とのみ契約関係を有する場合があります。企業は、CCPとの取引を実行するために清算参加者との契約関係を有しなければならない場合があります。また、ある法域では「間接清算」が利用されている。すなわち、CCPの清算参加者が顧客に清算業務を提供するのと同様の方法により、「CCPの清算メンバーの顧客（間接清算参加者）」がその顧客に（間接的な）清算業務を提供することである。CCPとアクセスするために、グループ内の契約更改が生じる場合もある。したがって、IASBは、契約更改がCCPとの清算を実行する目的で実行される場合には、直接CCPに契約更改される状況のみに救済措置を限定するのではなく、CCP以外の企業への契約更改に対しても救済措置を提供することにより本修正の範囲を拡大した。

以上